

錦綾会 個人情報管理規定

(目的)

第1条 福岡県立八幡中央高等学校同窓会 錦綾会(以下、「本会」という)は、会員の個人情報取扱いに関して、以下のとおり、個人情報管理規定を定め適切かつ厳正に個人情報の保護に努める。

(定義)

第2条 本会が定める個人情報とは、本会の活動を円滑に遂行することにより、取得する当該情報に含まれる特定の個人を識別することができるものをいう。

(法令等の遵守)

第3条 本会は、個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法令、その他社会的規範及び本会の「個人情報管理規定」を遵守し、会員の個人情報を保護する。

(個人情報の利用目的)

第4条 本会は、個人情報の利用目的を本会並びに福岡県立八幡中央高等学校(以下、「本校」という)の諸活動に関する案内、情報の提供に限るものとする。

- 取得した個人情報は、以下の利用目的に必要な範囲で利用するものとする。
 - 同窓会の案内、本校で開催される講演会の案内等の送付
 - 会員の消息に関する案内の送付
 - 個人情報保護法その他法令等で認められた利用目的のために利用するもの
- 取得した個人情報は、個人を特定できない状態に修正加工した上で、統計的なデータとして利用することができる。

(個人情報の取得、取扱い)

第5条 本会は、会員の個人情報の取得に当たっては適法かつ公正な手段で取得する。また、取得した個人情報の取扱いは、利用目的から逸脱しない範囲内とする。

(第三者への提供)

第6条 本会が保有する個人情報について、定められた利用目的あるいは法令等に基づく場合を除き、原則として本人の同意なしで第三者への提供はしない。

- 取得した個人情報は、利用目的を達成するために必要な範囲内において、本会の業務委託先(委託人)に対し個人情報を開示・提供することがある。その場合、本会は、業務委託先(委託人)に対し守秘義務契約の締結等を行うとともに、会員の個人情報を適切に管理するため厳正な管理監督を行う。

(保有個人情報についての開示・訂正)

第7条 本会が保有する個人情報については、会員本人からの届出に基づき、非開示・訂正を行うものとする。なお、この場合、会員本人であることを確認した後に、できる限り迅速に対処する。

- 前項本文の届出は個人情報保護管理者に対して、書面(ファックス、Eメール等)により行わなければならない。
- 必要な場合、個人情報保護管理者の判断で特定の会員の個人情報を非開示及び訂正することができる。

(個人情報についての安全管理と継続的改善)

第8条 本会が保有する個人情報については適切に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・流出等を防止するため、安全管理を実施する。また、個人情報保護の取組みについて継続的改善に努める。

(個人情報保護管理者)

第9条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、本会会長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、本会役員会に報告するものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(苦情対応)

第10条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下、「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、個人情報保護管理者とする。
- 3 個人情報保護管理者は、苦情対応の業務に従業者に委任することができる。その場合、個人情報保護管理者は、あらかじめ従業者を指し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第11条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規定に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事会に報告するとともに、関係業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(雑則)

第12条 この規定の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

第13条 この規定の改廃は、錦綾会理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規定は、平成27年3月24日から施行する。

制定 平成27年 3月24日